

仙台市ガス局規程第十八号

ガス局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年八月三十一日

仙台市ガス事業管理者 佐 野 直 樹

ガス局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

ガス局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年仙台市ガス局規程第五号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（子の看護等休暇） 第二十九条の二 子の看護等休暇は、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（次の各号に掲げるものをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合において与えるものとし、その日数は、一年度を通じ五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）以内の必要な日数（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、この日数に第二条第三項又は第四項の規定により当該育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員に割り振られた一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数））とする。 〔一～四 略〕 〔新設〕	（子の看護等休暇） 第二十九条の二 子の看護等休暇は、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）<u>（障害等のある子にあつては、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下この条において同じ。）</u>を養育する職員が、その子の看護等（次の各号に掲げるものをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合において与えるものとし、その日数は、一年度を通じ五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）以内の必要な日数（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、この日数に第二条第三項又は第四項の規定により当該育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員に割り振られた一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数））とする。 〔一～四 略〕 <u>2 前項の「障害等のある子」とは、次に掲げる子をいう。</u> <u>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている子</u> <u>二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子</u> <u>三 療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号）の規定により療育手帳の交付を受けている子</u> <u>四 児童福祉法第十九条の三第七項の規定による小児慢性特定疾病に係る医療受給者証の交付に係る子</u> <u>五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第四項の規定による指定難病に係る医療受給者証の交付に係る子</u> <u>六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条の特別支援学校又は同法第八十一条第二項の特別支援学級に在籍する子</u> <u>七 前各号に掲げる子に準ずるものとして管理者が認める子</u>

附 則

この規程は、令和八年九月一日から施行する。

（ガス局総務部総務課）